

第426回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 2 6 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日            令和元年8月27日
2. 開催場所            川越市農業ふれあいセンター 研修室兼視聴覚室
3. 開会時刻            午前            9時30分
4. 閉会時刻            午前            10時30分
5. 招集者氏名           農業委員会会長     石川秀夫
6. 議長の氏名           農業委員会会長     石川秀夫
7. 委員出席者数        15名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田純一	出		10	塩野謙吉	欠	
2	中野一明	出		11	渋谷武	出	
3	矢部節	出		12	石川秀夫	出	
4	吉崎一行	出		13	栗原明	出	
5	鈴木一	出		14	今野英子	出	
6	関根誠	出		15	山田哲也	出	
7	長岡清	出		16	粕谷貞夫	出	
8	須賀庄次郎	出		17	米原民子	出	
9	内田光夫	欠					

8. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

## 9. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	宇津克巳	主事補	飯島佑加
副事務局長	石田秀樹		
副主幹	廣川慎司		
主査	榎本亮太		
主事	山本和慶		

## 10. 開会

会長 石川秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和元年8月27日第426回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

### 11. 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 栗原 明

---

委員 今野 英子

---

委員 山田 哲也

---

12. 議決事項及び議事の要領

報 告 第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書7月分については、記載のとおりである。」との説明を行った。

議 案 第 1 号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、次のように説明した。

「本議案の整理番号3番については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第31条では『農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号3番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号3番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、1,832㎡の申請である。譲受人は、現在42歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約76アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約200mである。」との説明を行った。

議長は意見を求めた。

委員から「整理番号3番について、8月25日譲受人の自宅及び現地を調査してきたので報告する。年齢等は先ほど事務局の説明どおりである。現地は全体的にきれいに圃場されており、すぐに耕作できる状態である。機械等は十二分に揃っ

ており、問題はないと考える。慎重な審議をお願いします。」

議長は、他に委員に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号3番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号それぞれに該当しないこととし、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、整理番号3番について原案どおり許可することに決定する。

関係委員のいる議案が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号1番から事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の1号議案は、件数8件、筆数11筆、面積9,982㎡についての申請があった。整理番号1番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、946㎡の申請である。譲受人は、現在50歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約370アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約300mである。整理番号2番については、経営拡張のため所有権移転、2筆、525㎡の申請である。譲受人は、現在33歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約128アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約2.6kmである。整理番号3番については、先ほど審議したとおりである。整理番号4番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、1,740㎡の申請である。譲受人は、現在68歳で、農業従事日数は年間150日、家族と共に約105アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約100mである。整理番号5番については、経営拡

張のため所有権移転、3筆、2,844㎡の申請である。譲受人は、現在80歳で、農業従事日数は年間250日、家族と共に約348アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約200mである。整理番号6番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、1,357㎡の申請である。譲受人は、現在66歳で、農業従事日数は年間150日、家族と共に約56アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約4kmである。整理番号7番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、379㎡の申請である。譲受人は、現在69歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約55アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約70mである。整理番号8番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、359㎡の申請である。譲受人は、現在51歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約75アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約20mである。以上のことから、整理番号3番を除く、整理番号1番から8番については許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、調査報告を行う。8月23日譲受人自宅を訪問し、取得目的や土地の現状、営農状況等を確認してきた。申請地は、譲受人が所有する農地の隣地にあたり、20数年の間耕作されていないままになっていた。耕

作放棄の解決を図り、規模拡大も考えた上での取得とのことである。現在の土地の状況は、適時耕耘を行い、耕作に向けての管理をしている。そして農道や水路なども管理されていた。営農状況は、主に稲作を行い、夫婦及び繁忙期には後継者の息子も手伝っている状況である。米作りをしていくための機械等も揃っていた。人望もあり、規模拡大をしても問題はないと考える。続いて整理番号5番について調査報告を行う。8月22日に譲受人自宅を訪問し、取得目的や営農状況等を調査した後、取得する農地の確認をしてきた。土地取得については、譲渡人が耕作維持できなくなったため、隣地の譲受人に直接話があり、売買を行うとの話になった。場所は譲受人が耕作する土地の隣地であることから規模拡大が図ることができるとのことだった。譲受人は地元では大規模農家であり、有力者である。米作りをするための機械設備もしっかりしており、問題はない。慎重な審議をお願いする。」

委員から「整理番号6番について、調査報告を行う。8月25日現地にて譲受人と話をしてきた。事務局の報告と重複するが、譲受人は、現在66歳で、農業従事日数は年間150日、家族と共に約56アールの農地を耕作している。農機具については一通り揃っていた。譲受人は隣接地に土地を持っており、経営拡張を図るために譲渡人に交渉をした結果成立して今回の申請に至った。申請地についてはトラクター等でしっかり管理するということであった。地元委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号3番を除く、整理番号1番から8番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号それぞれに該当しないこととし、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第1号について原案どおり許可することに決定する。

## 議 案 第 2 号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数15件、筆数25筆、面積8,377.41㎡についての申請があった。整理番号1番については、住宅新築のため所有権移転、2筆、260㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、北側道路側溝へ放流する計画である。整理番号2番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、260㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、前面道路側溝へ放流する計画である。整理番号3番については、住宅新築のため所有権移転、2筆、257㎡の申請である。譲受人は現在実家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、東側道路側溝へ放流する計画である。整理番号4番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、347㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、



南側道路側溝へ放流する計画である。整理番号5番については、駐車場に使用のため所有権移転、4筆、999㎡の申請である。譲受人は、平成17年1月に設立し、建築工事及び内装工事の設計・施工を行うことを主な業務としている。現在申請地の西側に譲受人の所有する工場があり、工場敷地内にて製品の搬出搬入作業を行っているものの社員用の駐車スペースもあることから、道路上にはみ出してしまふとがあり、業務に支障を来している状況である。そこで、適地を探していたところ申請地が見つかったため売買にて取得し、駐車場として使用したいとの申請である。

農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号6番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、206㎡の申請である。譲受人は現在持家にて暮らしている。高齢に伴い、子供が住む地域の周辺に住まいを移して面倒を見てもらいたいという思いから住宅の建築を計画した。そこで、子供の住まいに近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、汲み取りを行う計画である。整理番号6番については、住宅新築のため所有権移転、3筆、332.85㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、北側水路へ放流する計画である。整理番号8番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、498㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。

整理番号9番については、臨時駐車場に使用のため一時使用貸借権設定、1筆、2、

654. 50㎡の申請で、令和元年10月1日から同年10月6日までの6日間の一時転用の申請である。譲受人は平成8年2月に設立され、社会福祉事業を主な業務としている。現在、申請地の南側には譲受人が運営する障害者支援施設、デイサービスセンターがあるが、10月の5日に開催される祭り開催に伴い施設内の駐車場を会場とするため、職員及び来場者用の臨時駐車場の確保が必要となったことから、117台分の臨時駐車場として使用したいとの申請である。なお、祭り終了後には農地に復元し、使用するとのことである。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号10番については、住宅新築のため使用貸借権設定、2筆、413㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから住宅の建築を計画した。そこで、実家に近く通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地と第2種農地であると考えられる。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号11番については、駐車場に使用のため所有権移転、2筆、470㎡の申請である。譲受人は、平成11年7月に設立し、自動車及び自動二輪車の売買、修理及び車検を行うことを主な業務としている。現在申請地の周辺に譲受人が所有する本店と、借り受けている駐車場があるものの、業績の好調に伴い既存の敷地内だけでは対応しきれず、利用者には入庫を待ってもらうような状態となっており業務の効率が低下していた。そこで、適地を探していたところ申請地が見つかったため売買にて取得し、駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号12番については、駐車場に使用のため賃借権設定、1筆、935㎡の申請である。譲受人は、昭和10年11月に設立し、合成樹脂の製造加工及び販売を行うことを主な業務としている。現在申請地の西側に譲受人の運営する本社があり、本社敷地内には250台分の駐車場があるものの勤務時間の交代時には満車状態となり業務の運営に支障を来している。そこで、適

地を探していたところ申請地が見つかったため賃借にて借り受け、既存の駐車場と合わせて41台分の駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号12番については、仮設事務所兼車両置場に使用のため一時賃借権設定、令和元年10月1日から令和2年7月31日までの約10か月間の一時転用で、1筆、323㎡の申請である。譲受人は昭和22年3月に設立し、土木建築の請負を主な業務としている。現在申請地の南側には同法人が請け負って建築予定の保育園があり、工事に伴い、保育園敷地内だけでは工事の進行ができないことから適地を探していたところ申請地が見つかったため、賃借にて借り受け仮設事務所兼車両置場として使用したいとの申請である。なお、工事終了後には農地に復元を行う。また、本申請地は農用地区域内であることから農地の転用は原則不許可であるが、一時的な利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことに該当すると考えられる。整理番号14番については、住宅新築のため所有権移転、2筆、158.06㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近く通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、東側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号15番については、駐車場敷地拡張のため賃借権設定、1筆、264㎡の申請である。譲受人は昭和36年10月に設立し、工業製品の塗装を行うことを主な業務としている。現在申請地の東側に譲受人が借り受けている28台分の駐車場があるものの、業績の好調に伴い既存の敷地内だけでは対応しきれず、駐車状況によっては道路にはみ出した形での駐車をしているため非常に危険な状態となっている。そこで、適地を探していたところ申請地が見つかったため賃借にて借り受け、既存の駐車場と合わせて36台分の駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。

以上のことから、整理番号1番から15番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また、総合意見として許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号9番について、調査報告を行う。8月20日に現地で譲受人から話を聞いてきた。毎年行う祭りであるが、今年度の来客数は900名を見込んでいる。祭りをを行うにあたり、現在の駐車場については祭りの会場になるため、申請地を臨時駐車場として使用したいとのことである。祭りの日数は2日間であるが、早めに準備を行うことから6日間の一時転用の申請に至った。安全に使用するため誘導などを行い、来客者及び近隣には迷惑をかけないように配慮するとのことであった。使用後はトラクターで耕耘をし、農地に戻すとのことだった。以上のことから、地元の農業委員としては、やむを得ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から15番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号9番については、「雨水は適正に処理し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について総合意見として許可相当とし、整理番号9番については条件を付すことに決定する。

以下余白

13. 閉会

議長 石川 秀夫 は議案の審議がすべて完了したため、第426回  
川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

14. 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和元年9月3日

---

議長 石川 秀夫 印

---

委員 栗原 明 印

---

委員 今野 英子 印

---

委員 山田 哲也 印

---